

## 山武郡市広域行政組合消防本部インターンシップ実施要綱

### (要綱の目的)

第1条 この要綱は、山武郡市広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

### (インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は生徒（以下「学生等」という。）に就職体験の機会を提供し、職業意識の向上や消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

### (対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生等で、消防本部管轄内に在住、出身又は山武郡市職員合同採用試験（消防職）を受験希望する者とする。

### (実習生の受入手続及び決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）及び該当する学生等のインターンシップ実習生調書（様式第2号）を山武郡市広域行政組合消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 消防長は、受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

### (協定の締結)

第5条 消防長及び大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定（様式第4号）を締結するものとする。

### (実習期間及び実習時間)

第6条 実習期間は、原則として3日以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 受け入れる学生等（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、消防長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第7条 消防本部は、実習生に対して、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(身分及び服務)

第8条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防本部は実習生に対し、消防職員としての身分を付与しない。

- 2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等並びに実習を担当する所属の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員の指示に従わなければならない。
- 4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものは除く。)を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習中の事故に係る責任等)

第10条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により消防本部に損害を与えたときは、大学等の代表者及び実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、消防本部は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、消防本部が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者及び実習生は、当該賠償により消防本

部が被った損害の補填をしなければならない。

(誓約書等)

第11条 実習生は、誓約書（様式第5号）を事前に消防長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 消防本部は、実習生の個人情報を厳重に管理するものとし、法令等に定める場合を除き、本人の同意なくインターンシップに関すること以外に使用してはならない。

(実習の中止)

第13条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条又は第9条の規定による服務、義務に従わないとき。

(2) 実習を継続することにより、消防本部の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に対し通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 消防長は、大学等が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(庶務)

第15条 インターンシップに関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度大学等の代表者と協議するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、消

防長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。